

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目 次

規 則	ページ
◎高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立月見山こどもの森の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
◎高知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	2
◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則	2
◎高知県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	12
◎高知県立盲ろう福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則	12
告 示	
◎告示(高知県沿岸漁業改善資金貸付基準の定め)の一部改正(水産政策課)	12
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規程の一部を改正する規程	12
◎高知県工業用水道規程の一部を改正する規程	14
◎高知県工業用水道有料駐車場管理規程の一部を改正する規程	14
◎高知県公営企業局職員就業規程等の一部を改正する規程	18
高知県公営企業局訓令	
◎高知県公営企業局処務規程及び高知県公営企業局公文書規程の一部を改正する訓令	19

## 規 則

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則  
ここに公布する。  
平成23年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県規則第9号

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成16年高知県規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、融資機関が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。)が暴力団員等(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (3) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (4) 暴力団(暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (5) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (6) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (7) その役員が、自己、その属する融資機関若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (8) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第3条第1項中「法第2条第1項の林業・木材産業改善措置(以下「林業・木材産業改善措置」という)を「林業・木材産業改善措置(法第2条第1項に規定する林業・木材産業改善措置をいう。以下同じ)に改める。

第4条第1項中「林業・木材産業改善資金を「貸付金」に、「掲げる者」を「掲げる者(第18条第1項第3号から第5号までのいずれかに該当すると認められるときを除く。)」に改める。

第5条の見出しを「(貸付資格の認定の手続)」に改め、同条第1項中「(以下「貸付資格認定申請書」という。)」を削り、同条第2項中「場合には」を「場合にあっては」に改め、同条第3項中「前項の認定」を「貸付資格の認定」に、「困難なものについては」を「困難なものにあっては」に、「事業完了」を「事業の完了」に改め、同条第4項中「した場合には、」を「したときは」に改め、「(次条において「資格認定書」という。)」を

削り、「貸付資格の申請」を「貸付資格の認定の申請」に、「その旨」を「その旨」に改める。

第6条の見出し中「貸付金」を「貸付け」に改め、同条第1項中「林業・木材産業改善資金の」を「貸付金の」に、「以下「借入申込者」を「次条第3項において「借入申込者」に、「融資機関」を「融資機関」に改め、「(以下「借入申込書」という。)」を削り、「資格認定書」を「林業・木材産業改善資金貸付資格認定書」に、「提出するものとする」を「提出しなければならない」に改め、同条第2項中「林業・木材産業改善資金の」を「貸付金の」に改める。

第7条の見出しを「(貸付けの決定)」に改め、同条第1項中「融資機関から」を「融資機関から前条第2項の」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項の規定により」に、「行った場合は、」を「行ったときは」に改め、同条第3項中「前項の」を「前項の規定により」に、「貸付の」を「貸付金の貸付けの」に、「又は貸付」を「又は貸付金の貸付け」に改める。

第8条の見出し中「貸付金」を「県貸付金」に改め、同条第2項中「規定による」を「林業・木材産業改善資金県貸付金支払請求書の」に改める。

第9条第1項中「以下この条」を「以下この項」に、「貸付ける林業・木材産業改善資金」を「貸し付ける貸付金」に改め、同条第2項中「林業・木材産業改善資金」を「貸付金」に、「適当と」を「適当であると」に改める。

第10条第1項中「林業・木材産業改善資金」を「貸付金」に改め、同条第2項中「知事に対しその旨の報告を行わなければ」を「その旨を知事に報告しなければ」に改める。

第11条第1項中「林業・木材産業改善資金」を「貸付金」に改める。

第13条第1項中「以下」を「以下この条において」に、「受けた場合には」を「受けたときは」に改め、同条第3項中「実施報告書又は」を「実施報告書又は前項の」に改める。

第14条第1項中「当該認定」を「当該貸付資格の認定」に改め、同条第2項中「当該貸付け」を「当該貸付金の貸付け」に、「融資機関に対して」を「融資機関に」に改める。

第15条第1項中「次条又は第17条」を「次条第1項又は第17条第1項」に改め、「(次項において「償還方法変更申請書」という。)」を削り、同条第2項中「償還方法変更申請書を」を「前項の林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書を」に改め、「(次項において「県貸付金償還方法変更申請書」という。)」を削り、同条第3項中「県貸付金償還方法変更申請書を受領したとき」を「前項の林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更申請書を受領した場合」に改め、同条第4項中「知事は、」を「知事は、前項の規定により」に、「別記第13号様式」を「別記第13号様式」に、「通知することとし」を「通知し」に改め、同条第5項中「前項の」を「前項の規定による」に改める。

第16条第1項中「林業・木材産業改善資金」を「貸付金」に、「生じた場合には」を「生じた場合は」に改める。

第17条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「申し出るものとする」を「申し出なければならない」に改め、同条第2項中「申し出」を「申出」に改める。

第18条第1項中「該当する場合には」を「該当する場合は」に改め、同項第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第2号の次に次の3号を加える。

- (3) 暴力団又は暴力団員等であるとき。
- (4) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反したとき。
- (5) 法人その他の団体の場合にあつては、第2条ただし書各号のいずれかに該当すると認めるとき。ただし、法人格のない団体については、同条ただし書中「役員」とあるのは、「代表者その他これと同等の責任を有する者」と読み替えるものとする。

第18条第3項中「該当する場合には」を「該当する場合は」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 第2条ただし書各号のいずれかに該当すると認めるとき。

第19条第1項中「（次項において「支払猶予申請書」という。）」を削り、「分割払い」を「分割払」に改め、同条第2項中「支払猶予申請書」を「前項の林業・木材産業改善資金支払猶予申請書」に改め、「（次項において「県貸付金支払猶予申請書」という。）」を削り、同条第3項中「県貸付金支払猶予申請書」を「前項の林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書」に、「適当と認めた場合」を「適当であると認めたとき」に改め、同条第4項中「知事は、」を「知事は、前項の規定により」に、「通知するものとし」を「通知し」に、「通知しなければならない」を「通知するものとする」に改め、同条第5項中「前項の」を「前項の規定による」に改める。

第24条の見出し中「提出」を「経由」に改め、同条中「知事に対してこの規則に基づく」を「この規則の規定により知事に」に、「行うものとする」を「行わなければならない」に改める。

第25条の見出しを「（委任）」に改める。

別記第7号様式裏面中  
「(10) 前各号に掲げる場合のほか、甲が債権保全上著しい支障があると認めるとき。」

「(10) 乙が高知県林業・木材産業改善資金貸付規則第2条ただし書各号のいずれかに該当すると甲が認めるとき。」

「(11) 前各号に掲げる場合のほか、甲が債権保全上著しい支障があると認めるとき。」

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の高知県林業・木材産業改善資金貸付規則別記様式は、この規則による改正後の高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

高知県立月見山こどもの森の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第10号

高知県立月見山こどもの森の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立月見山こどもの森の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和55年高知県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「月見山こどもの森のキャンプ場若しくはこどもの森ハウス」を「月見山こどもの森のキャンプ場（第4条において「キャンプ場」という。）若しくは月見山こどもの森のこどもの森ハウス（第4条において「こどもの森ハウス」という。）」に改め、「別に」を削る。

第3条第1項中「前条第1項又は第2項」を「前条」に改め、「別に」を削る。

第4条第1項中「当該月見山こどもの森のキャンプ場若しくはこどもの森ハウスの利用」を「当該キャンプ場若しくはこどもの森ハウスの利用」に改め、同条第2項中「月見山こどもの森のキャンプ場若しくはこどもの森ハウス」を「キャンプ場若しくはこどもの森ハウス」に改め、「別に」を削り、同条第3項中「知事に」を「知事に対して」に改める。

第5条第1項中「別に」を削る。

第7条第2項第2号中「、寄附行為」を削り、同項第3号中「法人以外の団体にあつては」を「法人以外の団体にあつては当該団体の」に改める。

第8条中「知事が」を「知事が別に」に改め、「、別に」を削る。

別記第1号様式から別記第4号様式までの規定中「（月見山こどもの森のキャンプ場・こどもの森ハウスの利用）」を「（のキャンプ場の利用・のこどもの森ハウスの利用）」に改める。

別記第5号様式中「高知県立月見山こどもの森の設置及び管理に関する条例第12条の規定により」を削り、「受けたいので、」を「受けたいので、高知県立月見山こどもの森の設置及び管理に関する条例第12条の規定により」に改め、「、寄附行為」を削り、「法人以外の団体にあつては」を「法人以外の団体にあつて

は当該団体の」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

高知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第11号

高知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

高知県環境影響評価条例施行規則（平成11年高知県規則第63号）の一部を次のように改正する。

別表第3の6の項中「第15条の2の5第1項」を「第15条の2の6第1項」に、「第9条の3第1項若しくは第7項」を「第9条の3第1項若しくは第8項」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第12号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和54年高知県規則第53号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

第1条中「施行するため」を「施行するため、法」に、「第4条において」を「以下」に改める。

第2条の見出し中「の許可証」を「に係る許可証の交付」に改め、同条中「当該施設の」を「当該一般廃棄物処理施設に係る」に、「当該許可」を「当該設置の許可又は変更の許可」に改める。

第4条を削る。

第3条第1項中「別記第2号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項の規定による」に、「指定を行うことが適当と認めるときは、別記第3号様式により当該申請者を指定する」を「同項の指定をするときは、別記第4号様式による指定書を当該指定に係る申請をした者に交付する」に改め、同条第3項中「別記第4号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条第4項中「前項の」を「前項の規定による」に、「指定

を行うことが適当と認めるときは、別記第5号様式により当該申請者を指定する」を「同項の指定をするときは、別記第6号様式による指定書を当該指定に係る申請をした者に交付する」に改め、同条第5項中「第2項又は前項」を「第1項又は第3項」に、「別記第6号様式による産業廃棄物再生利用業の事業範囲変更指定申請書」を「別記第7号様式による産業廃棄物再生利用業事業範囲変更指定申請書」に改め、同条第6項中「第2項又は第4項」を「第1項又は第3項」に、「次に掲げる」を「次の各号に掲げるいずれかの」に、「別記第7号様式による産業廃棄物再生利用業変更（廃止）届出書」を「別記第8号様式による産業廃棄物再生利用業変更等届出書」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- (2) 氏名（法人にあつては、名称又は代表者の氏名）

第3条第6項第3号中「及び」を「又は」に改め、同項第4号中「及びその設置場所並びに主要な施設の」を「の種類、設置の場所、」に改め、同項第6号を削り、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 事業に係る取引関係

第3条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加え、同条を第4条とする。

6 知事は、前項の規定による申請があった場合において、第1項又は第3項の指定を変更するときは、別記第4号様式による指定書又は別記第6号様式による指定書を当該指定に係る申請をした者に交付するものとする。

第2条の次に次の1条を加える。

（産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者の認定証の交付等）

**第3条** 知事は、法第9条の2の4第1項の認定をしたときは、別記第2号様式による熱回収施設設置者認定証を当該認定に係る申請をした者に交付するものとする。

2 省令第5条の5の5の規定は一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者の認定の更新の申請について、省令第12条の11の5の規定は産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者の認定の更新の申請について準用する。

第5条第1号から第12号までを削り、同条第13号中「法第15条の2の4の規定による」を「省令第12条の7の17第2項の」に、「別記第24号様式」を「別記第9号様式」に改め、同号を同条第1号とし、同条第14号中「第12条の7の7第4項の」を「第12条の7の17第4項の産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出に係る」に、「別記第25号様式」を「別記第10号様式」に改め、同号を同条第2号とし、同条第15号中「第12条の7の7第5項の規定による」を「第12条の7の17第5項の規定による産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出に係る産業廃棄物処理施設の種類の変更等の」に、「別記第26号様式」を「別記第11号様式」に改め、同号を同条第3号とし、同条に次の4号を加える。

式」を「別記第11号様式」に改め、同号を同条第3号とし、同条に次の4号を加える。

- (4) 政令第17条第1項の廃棄物再生事業者の登録の申請書 別記第12号様式
- (5) 政令第19条の廃棄物再生事業者の登録証明書 別記第13号様式
- (6) 政令第20条の規定による登録廃棄物再生事業者の住所等の変更の届出書 別記第14号様式
- (7) 政令第21条の規定による登録廃棄物再生事業者の事業場の休廃止等の届出書 別記第15号様式

2 次に掲げる一般廃棄物処理施設又は一般廃棄物に係る書類の様式は、それぞれ省令に規定する産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物に係る様式の例による。

- (1) 法第8条第2項の一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請書又は法第9条の3第1項の規定による市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出書
- (2) 省令第4条の4第1項の一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請書
- (3) 省令第4条の4の2の一般廃棄物処理施設の定期検査の申請書
- (4) 省令第4条の4の4の一般廃棄物処理施設の定期検査の結果を通知する書面
- (5) 省令第4条の17の特定一般廃棄物最終処分場に係る報告書
- (6) 省令第5条の3第1項の一般廃棄物処理施設に係る変更の許可の申請書又は省令第5条の8第1項の市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設に係る変更の届出書
- (7) 省令第5条の4の2第1項の一般廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出書又は省令第5条の9の2第1項の市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出書
- (8) 省令第5条の5第1項の一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出書又は省令第5条の10第1項の市町村の設置に係る一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出書
- (9) 省令第5条の5の2第1項の一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請書又は省令第5条の10の2第1項の市町村の設置に係る一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請書
- (10) 省令第5条の5の5第1項の熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請書
- (11) 省令第5条の5の10第1項の熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出書
- (12) 省令第5条の5の11第1項の熱回収の機能を有する一般

廃棄物処理施設における熱回収に係る報告書

- (13) 省令第5条の11第1項の一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請書
- (14) 省令第5条の12第1項の一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請書
- (15) 省令第6条第1項の一般廃棄物処理施設の設置者に係る相続の届出書

第6条の見出し中「及び経由先」を削り、同条中「前条各号に掲げる書類及び次に掲げる書類は、当該施設の所在地を所管する福祉保健所長を経由して提出するものとし、」を「法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類（添付する書類、図面等を含む。）の」に、「3部」を「知事が別に定めるものを除き、2部（産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係るものにあつては、3部）」に改め、同条各号を削る。

第7条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「に定めるもののほか、法」を削る。

別記様式を次のように改める。



別記

第1号様式(第2条関係)

一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証 年 月 日			
住所 氏名 様 (法人の場合は、主たる事務所の所 (在地、名称及び代表者の職・氏名))			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項(第9条第1項)の規定により、 設置(変更)の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証明します。			
高知県知事			
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類			
設置の場所			
処理能力			
許可の条件			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第3条第7項の許可を受けていることを証する書類の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1 施設の設置(変更)に当たっては、各種関連法規を守ってください。 2 計画内容等に変更があった場合は、速やかに県に連絡し、指示を受けてください。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、県の職員の検査を受けてください。		

備考 「施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類」欄は、当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含めて記入する。

第2号様式(第3条関係)

熱回収施設設置者認定証 年 月 日	
住所 氏名 様 (法人の場合は、主たる事務所の所 (在地、名称及び代表者の職・氏名))	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証明します。	
高知県知事	
認定年月日	年 月 日
認定の有効年月日	年 月 日
認定番号	第 号
熱回収施設の設置の場所	
熱回収の方法	
熱回収に必要な設備	
熱回収率	パーセント
留意事項	1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を知事に提出してください。 2 熱回収を行わなくなったとき、熱回収施設を休廃止し、若しくは休止した熱回収施設を再開したとき又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく知事に届け出てください。

第3号様式（第4条関係）

年 月 日	
高知県知事 様  <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">                     申請者 住所                      氏名                      （法人の場合は、主たる事務所の所                      在地、名称及び代表者の職・氏名）                      電話番号                 </div> <div style="width: 5%; text-align: center;"> </div> </div>	
産業廃棄物再生利用（収集運搬）業指定申請書	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号の規定による指定を受けたいので、高知県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第4条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。	
事業の範囲（積替え保管の有無も明記してください。）	
取り扱う産業廃棄物の種類	
事務所又は事業場の名称及び所在地	
事業の用に供する施設の種類の種類等	
排出事業者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地	
再生利用（処分）業者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地	
再生利用の目的	
※ 事務処理欄	

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。  
 2 この申請書は、2部提出してください。  
 3 次に掲げる書類を2部ずつ添えてください。
- (1) 事業計画の概要を記載した書類
  - (2) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
  - (3) 事業の用に供する施設の所有権（所有権を有しない場合は、使用する権原）を有することを証明する書類
  - (4) 個人の場合は、住民票の写し
  - (5) 法人の場合は、定款等の写し及び登記事項証明書
  - (6) 事業に係る取引関係を記載した書類
  - (7) 生活環境保全上の対策を記載した書類

第4号様式（第4条関係）

第 号	
(住所) (氏名又は名称) 様	
年 月 日付けで申請がありましたことについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号の規定により、次のとおり指定します。	
年 月 日	
高知県知事	
指定年月日	年 月 日
事業の範囲	
取り扱う産業廃棄物の種類	
再生利用（処分）業者の氏名又は名称	

第5号様式（第4条関係）

年 月 日	
高知県知事 様	
申請者 住所 氏名 <span style="float: right;">㊟</span> （法人の場合は、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の職・氏名） 電話番号	
産業廃棄物再生利用（処分）業指定申請書	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の3第2号の規定による指定を受けたいので、高知県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第4条第3項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。	
事業の範囲	
取り扱う産業廃棄物の種類	
事務所又は事業場の名称及び所在地	
事業の用に供する施設の種類の等	
排出事業者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地	
再生利用（収集運搬）業者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地	
再生利用の目的	
※ 事務処理欄	

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。  
 2 この申請書は、2部提出してください。  
 3 次に掲げる書類を2部ずつ添えてください。  
 (1) 事業計画の概要を記載した書類  
 (2) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図  
 (3) 事業の用に供する施設の所有権（所有権を有しない場合は、使用する権原）を有することを証明する書類  
 (4) 個人の場合は、住民票の写し  
 (5) 法人の場合は、定款等の写し及び登記事項証明書  
 (6) 事業に係る取引関係を記載した書類  
 (7) 再生利用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類  
 (8) 生活環境保全上の対策を記載した書類

第6号様式（第4条関係）

第 号	
(住所) (氏名又は名称) 様	
年 月 日付けで申請がありましたことについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の3第2号の規定により、次のとおり指定します。	
年 月 日	
高知県知事 <span style="float: right;">㊟</span>	
指定年月日	年 月 日
事業の範囲	
取り扱う産業廃棄物の種類	
再生利用の方法	
排出事業者の氏名又は名称	

第7号様式 (第4条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名 (印)  
(法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名)  
電話番号

産業廃棄物再生利用業事業範囲変更指定申請書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号(第10条の3第2号)の規定による指定を受けた産業廃棄物再生利用(収集運搬(処分))業について事業の範囲を変更したいので、高知県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第4条第5項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

指定年月日及び指定番号	年 月 日	第	号
変更の内容	事項	事業の範囲	取り扱う産業廃棄物の種類
	変更前		
	変更後		
変更の理由			
変更に係る事業の用に供する施設の種類の種類等			
※ 事務処理欄			

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。  
 2 この申請書は、2部提出してください。  
 3 次に掲げる書類を2部ずつ添えてください。  
 (1) 事業計画の概要を記載した書類  
 (2) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図  
 (3) 事業の用に供する施設の所有権(所有権を有しない場合は、使用する権限)を有することを証明する書類  
 (4) 個人の場合は、住民票の写し  
 (5) 法人の場合は、定款等の写し及び登記事項証明書  
 (6) 事業に係る取引関係を記載した書類  
 (7) 生活環境保全上の対策を記載した書類  
 (8) 処分業の場合は、再生利用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類

第8号様式 (第4条関係)

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所  
氏名 (印)  
(法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名)  
電話番号

産業廃棄物再生利用業変更等届出書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号(第10条の3第2号)の規定による指定を受けた産業廃棄物再生利用(収集運搬(処分))業について変更が生じた(事業の範囲の全部(一部)を廃止しました)ので、高知県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第4条第7項の規定により次のとおり届け出ます。

指定年月日及び指定番号	年 月 日	第	号
変更の内容	事項		
	変更前		
	変更後		
廃止の内容			
変更又は廃止の理由			
変更又は廃止をした年月日		年	月 日
※ 事務処理欄			

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。  
 2 この届出書は、2部提出してください。  
 3 変更の場合は、次に掲げる書類のうち変更の内容に係るものを2部ずつ添えてください。  
 (1) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図  
 (2) 事業の用に供する施設の所有権(所有権を有しない場合は、使用する権限)を有することを証明する書類  
 (3) 個人の場合は、住民票の写し  
 (4) 法人の場合は、定款等の写し及び登記事項証明書  
 (5) 事業に係る取引関係を記載した書類  
 (6) 生活環境保全上の対策を記載した書類  
 (7) 処分業の場合は、再生利用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類

第9号様式 (第5条関係)

年 月 日	
高知県知事 様	
届出者 住所 氏名 <span style="float: right;">㊦</span> (法人の場合は、主たる事務所の所 (在地、名称及び代表者の職・氏名) 電話番号	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第15条の2の5の規定により、産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理したいので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第12条の7の16第4号の2に掲げる施設である場合は、石綿含有産業廃棄物を処理する旨を含みます。）	
産業廃棄物処理施設の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
産業廃棄物処理施設の処理能力（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合は、廃棄物の埋立処分の用に供される場所（既に廃棄物が埋め立てられている場所を除きます。）の面積及び残余の埋立容量）	埋立地の面積 残余の埋立容量
法第15条の2第4項の規定に基づき産業廃棄物処理施設の許可に付された条件	$m^3/日$ ( ) 時間 $t/日$ ( ) 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ $m^2$ $m^3$
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量（当該施設が省令第12条の7の16第4号の2に掲げる施設である場合は、石綿含有一般廃棄物の処理量を含みます。）の見込み	
※ 事務処理欄	

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。  
 2 この届出書は、3部提出してください。  
 3 次に掲げる書類を3部ずつ添えてください。  
 (1) 省令第12条の5に規定する産業廃棄物処理施設の許可証の写し  
 (2) 他人の一般廃棄物の処理を行う場合は、次に掲げるいずれかの書類  
 ア 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る法第7条第6項の許可を受けていることを示す書類  
 イ 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみ処分を業として行う者であることを示す書類  
 ウ 省令第2条の3第1号、第2号、第4号又は第6号の規定に該当する者であることを示す書類  
 エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の9に規定する認定証の写し  
 4 一般廃棄物の処理を開始する日の30日前までに届け出てください。



第10号様式（第5条関係）

	第 号 年 月 日
住所 氏名 様 （法人の場合は、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の職・氏名）	
高知県知事 <span style="float: right;">印</span>	
受理書	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第15条の2の5の規定による産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出を受理しました。	
受理年月日	年 月 日
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
法第15条の2第4項の規定に基づき産業廃棄物処理施設の許可に付された条件	

備考 「産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類」欄は、当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第4号の2に掲げる施設である場合は、石綿含有一般廃棄物を処理する旨を含めて記入する。

第11号様式（第5条関係）

		年 月 日
高知県知事 様		
		届出者 住所 氏名 <span style="float: right;">印</span> （法人の場合は、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の職・氏名） 電話番号
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更等届出書		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定により届け出ました産業廃棄物処理施設における一般廃棄物の処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第12条の7の17第5項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。		
届出事項の区分	産業廃棄物処理施設の種類の変更 ・ 処理する産業廃棄物の種類の変更 ・ 一般廃棄物の処理の事業の廃止	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更又は廃止の理由		
変更又は廃止をした年月日	年 月 日	
※ 事務処理欄		

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。  
 2 この届出書は、3部提出してください。  
 3 省令第12条の7の17第4項の規定により交付された受理書を添えてください。  
 4 変更又は廃止をした日から10日以内に届け出てください。

第12号様式 (第5条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名 ㊞  
(法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名)  
電話番号

廃棄物再生事業者登録申請書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第17条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

事務所の所在地	電話番号
事業場の所在地	電話番号
廃棄物の再生に係る事業の内容	
事業の用に供する施設の種類及び数量	
事業の用に供する施設の構造及び設備の概要	
経理的基礎に関すること (資金の調達方法等)	
※ 事務処理欄	
高知県収入証紙はり付け欄	

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。  
 2 この申請書は、2部提出してください。  
 3 次に掲げる書類を2部ずつ添えてください。  
 (1) 事業計画の概要を記載した書類  
 (2) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図  
 (3) 事業の用に供する施設の所有権 (所有権を有しない場合は、使用する権原)を有することを証明する書類  
 (4) 個人の場合は、住民票の写し  
 (5) 法人の場合は、定款等の写し及び登記事項証明書  
 (6) 業務経歴を記載した書類  
 (7) (1)から(6)までに掲げる書類のほか、事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要があると認める書類

第13号様式 (第5条関係)

廃棄物再生事業者登録証明書

年 月 日

住所  
氏名 様  
(法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の登録を受けた廃棄物再生事業者であることを証明します。

高知県知事 ㊞

登録年月日	年 月 日
登録番号	第 号
事業場の所在地	
廃棄物の再生に係る事業の内容	

第14号様式（第5条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所  
氏名 ㊞  
(法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名)  
電話番号

登録廃棄物再生事業者住所等変更届出書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の廃棄物再生事業者の登録を受けた事項について変更が生じたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第20条の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

登録年月日及び登録番号	年 月 日	第	号
変更の内容	事項		
	変更前		
	変更後		
変更の理由			
変更年月日	年 月 日		
※ 事務処理欄			

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。  
 2 この届出書は、2部提出してください。  
 3 次に掲げる書類のうち変更の内容に係るものを2部ずつ添えてください。  
 (1) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図  
 (2) 事業の用に供する施設の所有権（所有権を有しない場合は、使用する権原）を有することを証明する書類  
 (3) 個人の場合は、住民票の写し  
 (4) 法人の場合は、定款等の写し及び登記事項証明書  
 4 変更が生じた日から30日以内に届け出てください。

第15号様式（第5条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所  
氏名 ㊞  
(法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名)  
電話番号

登録廃棄物再生事業者事業場休止等届出書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の登録を受けた廃棄物再生事業者の事業場の休止（廃止・再開）をいたしましたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第21条の規定により次のとおり届け出ます。

登録年月日及び登録番号	年 月 日	第	号
事業場の名称			
事業場の所在地			
事業の用に供する施設の 種類			
休止、廃止又は再開の理由			
休止、廃止又は再開をした年月日	年 月 日		
※ 事務処理欄			

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。  
 2 この届出書は、2部提出してください。  
 3 休止、廃止又は再開をした日から30日以内に届け出てください。

## 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

高知県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県規則第13号

## 高知県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

高知県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年高知県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次に掲げるもの（以下「沿岸漁業従事者等」という。）」を「沿岸漁業従事者等」に改め、同項各号を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、沿岸漁業従事者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人格のない団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する団体若しくは第三者の利

益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

(10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第2条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書中「営んでいる場合」を「営んでいるとき、第1項ただし書各号のいずれかに該当すると認められるとき」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の沿岸漁業従事者等（以下「沿岸漁業従事者等」という。）とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 法第2条第1項に規定する沿岸漁業の従事者
- (2) 前号に掲げる者の組織する団体（法人格のない団体にあつては、知事が別に定める基準に適合するものに限る。以下同じ。）
- (3) 沿岸漁業を営む会社で、その常時使用する従業者の数が20人以下であるもの

第9条中「該当する場合には」を「該当する場合は」に、「償還を請求することができるものとする」を「償還を期限を示して請求することができる」に改め、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第2条第1項ただし書各号のいずれかに該当すると認めるとき。

第14条第2号中「最終期限」を「最終償還期限」に、「判断され、」を「判断され、かつ、」に、「困難と」を「困難である」とに改める。

第15条中「規則」を「規則の規定」に、「經由するものとする」を「經由しなければならない」に改める。

別記第4号様式中

「(9) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたと

きを。」

を

「(9) 乙が高知県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条第1項ただし書各号のいずれかに該当すると甲が認めたと

き。」

(10) 前各号に掲げる場合のほか、甲が債権保全上著しい支障があると認めたと

きを。」

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県沿岸漁業改善資金貸付規則別記様式は、この規則による改正後の高知県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができ

る。

高知県立盲ろう福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成23年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県規則第14号

## 高知県立盲ろう福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

高知県立盲ろう福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和55年高知県規則第36号）は、廃止する。

## 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

## 告 示

## 高知県告示第159号

昭和54年12月高知県告示第729号（高知県沿岸漁業改善資金貸付基準の定め）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

「第2条第3項」を「第2条第4項」に改める。

第1の表1の項中「中小企業者であつて」を「中小企業者であつて、自ら又は当該中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が」に改め、「（認定農工商等連携事業計画（同条第1項の認定を受けた同項に規定する農工商等連携事業計画をいう。）の作成主体が事業協同組合等の中小企業者の組織する団体である場合にあつては、当該団体の直接又は間接の構成員である中小企業者が認定農工商等連携事業（同法第8条第1項に規定する認定農工商等連携事業をいう。）として、認定農工商等連携事業者（同法第5条第1項に規定する認定農工商等連携事業者をいう。）である沿岸漁業従事者等（沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営み、又は沿岸漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合、沿岸漁業を営み、又は沿岸漁業を営む者を構成員とする協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）及び沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。）をいう。）が実施する措置を支援するときは、当該構成員である中小企業者を含む。）」を削る。

## 公営企業局管理規程

高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規程の一部



を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月23日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県公営企業局管理規程第3号

高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規程（昭和37年高知県電気局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 高知県電気事業勘定科目表の収益の表中

「	営業外収益	」
---	-------	---

を「

営業外収益	駐車場収益
-------	-------

駐車場料金

に改め、同表高知県電気事業勘定科目表の費用の表中

「	雑口	雑支出	」
---	----	-----	---

を「

駐車場管理費
--------

雑支出

雑費

消耗品費  
修繕費  
委託料  
交付金及び諸税  
通信運搬費  
雑費

に改め、同表高知県電気事業勘定科目表の資産の表中「外さく・整地」を「外柵・整地」に、

「

営業外未収金
--------

を「

営業外未収金
--------

未収駐車場収益  
その他営業外未収金

に、「雑口」を「その他前払費用」に改め、同表高知県電気事業勘定科目表の資本の表中

「

減債組入金 建設改良組入金 中小水力発電開発改良積立金
-----------------------------------

を「

減債積立金組入額 中小水力発電開発改良積立金組入額 地域振興積立金組入額
--

に、「減債等積立金」を「減債積立金」に、

「

中小水力発電開発改良積立金
---------------

を「

中小水力発電開発改良積立金 地域振興積立金
--------------------------

に改め、同表高知県電気事業勘定科目表の負債の表中

「

営業外前受金
--------

を「

営業外前受金
--------

前受駐車場料金 その他営業外前受金		
に改め、同表高知県工業用水道事業勘定科目表の費用の表中		
「		雑損失
を		
「		雑支出 雑損失
に改める。		
<b>附 則</b>		
この規程は、平成23年4月1日から施行する。		
~~~~~		
高知県工業用水道規程の一部を改正する規程を次のように定める。		
平成23年3月23日		
高知県公営企業局長 長瀬 順一		
<b>高知県公営企業局管理規程第4号</b>		
<b>高知県工業用水道規程の一部を改正する規程</b>		
高知県工業用水道規程（昭和41年高知県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。		
第2条第1項中「第5条の第1項」を「第5条第1項」に改める。		
別表中「及び工業用水道事業管理者が短期間の使用者と認めたもの」を削り、「1以外」を「1の使用者以外」に改める。		
<b>附 則</b>		
この規程は、平成23年4月1日から施行する。		
~~~~~		
高知県工業用水道有料駐車場管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。		
平成23年3月23日		
高知県公営企業局長 長瀬 順一		

**高知県公営企業局管理規程第5号****高知県工業用水道有料駐車場管理規程の一部を改正する規程**

高知県工業用水道有料駐車場管理規程（平成12年高知県企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場管理規程**

第1条中「高知県工業用水道有料駐車場料金徴収条例（平成11年高知県条例第53号。以下「条例」という。）第7条」を「高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場料金徴収条例（平成11年高知県条例第53号。以下「条例」という。）」に、「施行について」を「施行に関し」に改める。

第2条の見出しを「（供用期間及び供用時間）」に改め、同条中「工業用水道有料駐車場」を「電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場」に、「という。）の」を「という。）の供用期間及び」に、「掲げるとおり」を「定めるとおり」に改め、同条ただし書中「工業用水道事業管理者（以下「管理者」を「高知県公営企業局長（以下「局長」に、「これを」を「これらを」に改め、同条の表を次のように改める。

施設の区分	供用期間	供用時間
駐車場施設	1月1日から12月31日まで	終日
洗車場施設	1月1日から3月31日まで及び 10月1日から12月31日まで	午前7時から 午後8時まで
	4月1日から9月30日まで	午前7時から 午後9時まで

第3条中「5メートル以下」を「5メートル以下（長さ3.4メートルの駐車場施設の区画にあっては、3.4メートル以下）」に改める。

第4条の見出しを「（洗車場施設の料金）」に改め、同条中「掲げるとおり」を「定めるとおり」に改め、同条の表を次のように改める。

種類	内容	料金
水洗い	水（5分）	286円
標準洗い	水（2分）＋洗剤（2分）＋水（3分）	381円

ロング洗い	水（2分）＋洗剤（3分）＋手洗い（3分）＋水（4分）	477円
ワックス使用洗い	水（2分）＋洗剤（3分）＋手洗い（3分）＋ワックス（1.5分）＋水（3分）	572円
洗剤	2分	191円
ワックス	2分	191円
クリーナー	5分	96円

第5条の見出し中「の申請」を削り、同条中「工業用水道有料駐車場利用許可申請書」を「駐車場施設利用許可申請書」に、「管理者」を「局長」に、「関係書類」を「書類」に改める。

第6条の見出し中「交付」を「交付等」に改め、同条中「管理者」を「局長」に、「別記第2号様式による工業用水道有料駐車場利用許可書」を「別記第2号様式による駐車場施設利用（変更・更新）許可書」に改める。

第7条ただし書中「管理者」を「局長」に改める。

第8条の見出し中「許可の申請」を「許可等」に改め、同条第1項中「許可の」を「当該許可の」に、「利用する」を「利用しようとする」に、「工業用水道有料駐車場利用変更許可申請書」を「駐車場施設利用変更許可申請書」に、「管理者」を「局長」に、「関係書類」を「書類」に改め、同条第2項中「管理者」を「局長」に、「別記第2号様式による工業用水道有料駐車場利用変更許可書」を「別記第2号様式による駐車場施設利用（変更・更新）許可書」に改める。

第9条第2項中「許可期間は、」を「許可期間は、これを」に改め、同条第3項中「第1項に規定する」を削り、「更新」を「更新の許可」に改め、同条第4項中「管理者」を「局長」に、「工業用水道有料駐車場利用更新許可書」を「駐車場施設利用（変更・更新）許可書」に改める。

第10条中「の規定による利用の」を「、第8条第1項又は前条第2項の規定による駐車場施設の利用に係る」に、「権利を」を「権利を他人に」に改める。

第11条中「駐車場施設の利用を」を「当該駐車場施設の利用を」に、「工業用水道有料駐車場利用廃止届出書を管理者」を「駐車場施設利用廃止届を局長」に改める。

第12条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条中「管理者」を「局長」に、「その許可」を「この規程の規定による許可」に改め、同条第1号中「料金」を「駐車場施設の料金」に改め、同条第2号中「行為により」を「行為によりこの規程の規定による」に改め、同条第3号中「及び」を「又は」に改める。

第13条第1項中「次に掲げる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項第1号中「駐車場施設の利用を」を「当該駐車場施設の利用を」に改め、同項第3号中「管理者が特に必要があると」を「料金を還付することが適当であると局長が」に改め、同条第2項中「工業用水道有料駐車場料金還付請求書を管理者」を「駐車場施設等料金還付請求書を局長」に改め、同条第3項中「管理者」を「局長」に、「工業用水道有料駐車場料金還付決定通知書」を「駐車場施設等料金還付決定通知書」に改める。

第14条第1項中「の利用者」を「を利用する者」に改め、同条第2項中「管理者は、前項各号のいずれかに」を「局長は、前項各号に掲げるいずれかの事項に」に改める。

第15条及び第16条中「の利用者」を「を利用する者」に、「管理者」を「局長」に改める。

第17条の見出し中「管理者」を「有料駐車場の管理者」に改め、同条中「管理者」を「局長」に改める。

第18条中「管理者」を「局長」に改める。

別記様式を次のように改める。

### 別記

#### 第1号様式（第5条関係）

年 月 日

高知県公営企業局長 様

申請者 住所

氏名

㊦

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

#### 駐車場施設利用許可申請書

高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場管理規程第5条の規定により駐車場施設の利用の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

利用しようとする 駐車場施設の名称		
駐車予定台数		
連絡先	自宅	電話番号
	勤務先	電話番号
利用予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	

注 駐車場施設の適正な管理のために必要ですので、高知県公営企業局長が別に定める駐車車両届を添えてください。

## 第2号様式(第6条、第8条、第9条関係)

第 号  
年 月 日

様

高知県公営企業局長



## 駐車場施設利用(変更・更新)許可書

年 月 日付で申請がありました駐車場施設の利用(の変更)(  
年 月 日をもって許可期間が満了します駐車場施設の利用)については、高知県  
電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場管理規程第5条(第8条第1項・第9条第  
2項)の規定により次のとおり許可します。

駐車場施設の名称			
駐車番号			
車種等	メーカー 及び型式	色	
	登録番号		
車種等の特定をしない理由			
利用許可期間	年 月 日から		年 月 日まで
<p>注 1 高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場料金徴収条例及び高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場管理規程の規定を守ってください。</p> <p>2 原則として、駐車場所を変更することはできません。</p> <p>3 料金は、当月分を当月初日(その日が銀行の休日に当たるときは、その日後における直近の銀行の休日でない日)までに高知県公営企業局長が別に定める納付書又は口座振替により納入してください。</p>			

## 第3号様式(第8条関係)

年 月 日

高知県公営企業局長 様

利用者 住所

氏名

(法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名)

## 駐車場施設利用変更許可申請書

高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場管理規程第8条第1項の規定により駐車場施設の利用の変更の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

駐車場施設利用許可書の日付及び番号	年 月 日		第 号
駐車場施設の名称			
駐車番号			
変更事項	駐車台数 ・ 駐車車両 ・ その他 ( )		
駐車台数	変更前		変更後
連絡先	自宅	電話番号	
	勤務先	電話番号	
利用許可期間	年 月 日から		年 月 日まで

- 注 1 駐車台数を追加する場合は、高知県公営企業局長が別に定める駐車車両届を添えてください。
- 2 駐車車両を変更する場合は、高知県公営企業局長が別に定める駐車車両変更届を添えてください。



第4号様式（第11条関係）

年 月 日

高知県公営企業局長 様

利用者 住所

氏名 ㊞

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

駐車場施設利用廃止届

駐車場施設の利用の廃止をしたいので、高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場管理規程第11条の規定により次のとおり届け出ます。

駐車場施設利用許可書等の日付及び番号	年 月 日 第 号
駐車場施設の名称	
駐車番号	
利用許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
廃止予定年月日	年 月 日
廃止理由	

第5号様式（第13条関係）

年 月 日

高知県公営企業局長 様

請求者 住所

氏名 ㊞

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

駐車場施設等料金還付請求書

駐車場施設等の料金の還付を受けたいので、高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場管理規程第13条第1項の規定により次のとおり請求します。

駐車場施設利用許可書等の日付及び番号	年 月 日 第 号					
駐車場施設の名称						
駐車番号						
利用許可期間	年 月 日から 年 月 日まで					
廃止年月日等						
還付を請求する理由						
還付を請求する額	円					
振込先（請求者本人のものを記入してください。）	金融機関名	支店名	預金種別	口座番号		
			普通・当座			
※ 還付を決定した額	円					
※ 決裁欄	課長	課長補佐	チーフ	担当	※ 受付年月日	年 月 日
					※ 決定年月日	年 月 日
					※ 決定番号	第 号
					※ 通知年月日	年 月 日
					※ 還付年月日	年 月 日

注 ※印欄は、記入しないでください。

**第6号様式**（第13条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県公営企業局長



**駐車場施設等料金還付決定通知書**

年 月 日付で請求がありました駐車場施設等の料金の還付については、次のとおり決定しましたので、高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場管理規程第13条第3項の規定により通知します。

駐車場施設の名称	
駐車番号	
利用許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
廃止年月日等	
還付する額	円
備考	

**附 則**

（施行期日）

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正前の高知県工業用水道有料駐車場管理規程別記様式は、この規程による改正後の高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場管理規程の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



高知県公営企業局職員就業規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月23日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

**高知県公営企業局管理規程第6号**

**高知県公営企業局職員就業規程等の一部を改正する規程**

（高知県公営企業局職員就業規程の一部改正）

**第1条** 高知県公営企業局職員就業規程（昭和28年高知県電気局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「第2条第5項」を「第2条第6項」に改める。

（高知県公営企業局公印規程の一部改正）

**第2条** 高知県公営企業局公印規程（昭和48年高知県企業局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

別表契印の項中「第2条第5項」を「第2条第6項」に改める。

（高知県公営企業局職員安全衛生管理規程の一部改正）

**第3条** 高知県公営企業局職員安全衛生管理規程（平成4年高知県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第2条第5項に規定する病院」を「第2条第6項に規定する県立病院」に改める。

（高知県公営企業局事務処理規程の一部改正）

**第4条** 高知県公営企業局事務処理規程（平成8年高知県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第14号中「第2条第5項」を「第2条第6項」に改める。

（高知県公営企業局職員駐車場の利用料の徴収に関する規程の一部改正）

**第5条** 高知県公営企業局職員駐車場の利用料の徴収に関する規程（平成19年高知県公営企業局管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第2条第5項に規定する病院」を「第2条第6項に規定する県立病院」に改める。

（高知県公営企業局病院事業財務規程の一部改正）

**第6条** 高知県公営企業局病院事業財務規程（平成19年高知県公

営企業局管理規程第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第5項」を「第2条第6項」に改める。

第7条中「。以下」を「。第32条の2第1項第3号を除き、以下」に改める。

**附 則**

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

-----  
**公 営 企 業 局 訓 令**  
-----

**高知県公営企業局訓令第2号**

本 局  
各事業所  
各 病 院

高知県公営企業局処務規程及び高知県公営企業局公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月23日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

**高知県公営企業局処務規程及び高知県公営企業局公文書規程の一部を改正する訓令**

(高知県公営企業局処務規程の一部改正)

**第1条** 高知県公営企業局処務規程(平成8年8月高知県企業局訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第2条第5項」を「第2条第6項」に改める。

(高知県公営企業局公文書規程の一部改正)

**第2条** 高知県公営企業局公文書規程(平成16年4月高知県企業局訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第2条第5項」を「第2条第6項」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。